

# 青森県報

号外第二十三号

平成三十一年  
三月二十二日  
(金曜日)

## 目 次

### 人事委員会

- 人事委員会規則一一二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則……………(職員課)…一
- 人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………(同)…一
- 人事委員会規則七二三(県税事務手当)の一部を改正する規則……………(同)…二
- 人事委員会規則七一一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………(同)…二
- 人事委員会規則七一一(へき手当等)の一部を改正する規則……………(同)…二
- 人事委員会規則七一一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………(同)…三

## 人事委員会

人事委員会規則一一二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一一二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則

人事委員会規則一一二(現行規則の廃止)の一部を次のように改正する。  
第百五十七項の次に次の五項を加える。

158 人事委員会規則七一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料。平成十八年三月)は、廃止する。

159 人事委員会規則七二〇三(平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料。平成二十七年三月)は、廃止する。

160 人事委員会規則七二〇四(平成二十八年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例。平成二十八年十二月)は、廃止する。

161 人事委員会規則七二〇五(平成二十九年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例。平成二十九年十二月)は、廃止する。

162 人事委員会規則七二〇六(平成三十年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例。平成三十年十二月)は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

### 規 則

人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人青森県体育協会」を「公益財団法人青森県スポーツ協会」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三（県税事務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―三（県税事務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三（県税事務手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「犯則取締」を「犯則事件の調査若しくは処分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(4)中「三千六百円」を「二千七百円」に改め、同条第四号(2)中「又は中学校」を「、中学校又は高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五一（へき手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―五一（へき手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

「車力小学校 下がる市車力町屏風山一の二一四」を「平館小学校 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川 二五一」に改める。

「車力小学校 つがる市車力町屏風山一の二一四」に、

「甲地小学校 上北郡東北町字往来ノ下五〇」を

「水喰小学校 上北郡東北町字切左坂道ノ上三八」に、

「甲地小学校 上北郡東北町字往来ノ下五〇」を

「福浦小学校 下北郡佐井村大字長後字福浦川目 一〇二」を

「牛滝小学校 下北郡佐井村大字長後字牛滝川目 九九」を

「牛滝小学校 下北郡佐井村大字長後字牛滝川目 九九」に改める。

別表第一の中学校の表中

「車力中学校 つがる市車力町屏風山一の二一四」を

「平館中学校 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の 沢五五の一」に、

「車力中学校 つがる市車力町屏風山一の二一四」に、

「福浦中学校 下北郡佐井村大字長後字福浦川目 一〇二」を

「牛滝中学校 下北郡佐井村大字長後字牛滝川目 九九」を

「牛滝中学校 下北郡佐井村大字長後字牛滝川目 九九」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。  
別表第二中

「鱒ヶ沢警察署北金ヶ沢 西津軽郡深浦町大字関字栃沢八四の  
警察官駐在所 一六」を

「鱒ヶ沢警察署北金ヶ沢 西津軽郡深浦町大字関字栃沢六〇の  
警察官駐在所 六」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年三月二十五日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭